

議第120号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 項を次のように改める。

5 北部産業技術共創センター使用料

（1）技術開発室および多目的室使用料

ア 技術開発室 1 平方メートル当たり 月額 1,800 円

イ 多目的室 1 室 1 時間につき 560 円

（2）機械繊維機器および機能材料機器使用料

区 分	単 位	金 額
精 密 測 定 機 器	1 時 間	最低 340 円 最高 1,400
機 械 試 験 機 器	同	250 5,290
材 料 試 験 機 器	同	340 1,630
微 小 観 察 機 器	同	300 3,960
機 械 試 料 調 整 機 器	同	300 740
環 境 機 器	同	90 2,810
物 理 量 測 定 機 器	同	110 1,030
分 析 機 器	同	440 4,410
物 性 評 価 機 器	同	360 1,180
化 学 試 料 調 整 機 器	同	90 3,070
工 作 機 器	同	170 9,770
繊 維 試 験 機 器	同	280 1,100

織 維 加 工 機 器	同	同	50 580
コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 機 器	同	同	390 4,050

- 注 1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。